

# 次世代育成支援後期行動計画について

関係課	事業名	事業等の内容
こども課	保育所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保護者が仕事、病気、介護等の理由で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって子どもを保育することを目的とした児童福祉施設。</li> <li>・待機児童ゼロを目指して保育所受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進。</li> </ul>
こども課	認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロを目指して保育所受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進。</li> </ul>
こども課	認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設には託児所や事業所内保育所が含まれているが、認可は受けていないものの、柔軟な対応やユニークな保育を行っている場合もあります。</li> <li>・保育サービスの供給増を図るため、良質な認可外保育施設を支援する。</li> </ul>
こども課	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育時間を通常時間よりも延長して保育する事業。</li> </ul>
こども課	一時保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃は家庭で保育していても、パート勤務、病気の介護、冠婚葬祭、育児の心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所を利用することができる。週3日以内、月14日まで利用可能。</li> </ul>
こども課	休日保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜や祝日などの休日に家庭での保育が困難な保護者のために、平日の保育に準じて休日に実施する保育サービス。</li> </ul>
こども課	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て相互支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された子育てを支援出来る者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。</li> </ul>
こども課	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな事情で子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時など、乳児院や児童養護施設で、短期間（7日間程度）子どもを預かるサービス。</li> </ul>
こども課	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育事業）（施設型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所に通う児童等が「病気回復期」のため登園できない場合に、病院等に付設された施設で一時預かることにより、子育てと仕事の両立を支援するサービス。</li> </ul>

関係課	事業名	事業等の内容
こども課	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子に気軽に集まれる交流の場を提供し、交流促進や育児相談、また地域の子育て関連情報の提供を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。</li> </ul>
こども課	児童センターの整備と子どもたちの居場所としての利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や中・高校生の居場所としての児童センターの整備を促進。</li> </ul>
こども課	児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校3年生までの保護者に支給する。（第1子・2子：1万円、第3子以降1万5千円）</li> <li>・3歳未満は一律1万5千円。所得制限（特例給付）5千円。</li> </ul>
こども課	子どもの医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童は、1月1医療機関あたり入院：1,000円と通院：上限500円を2回の自己負担で、3回目以降は、無料。調剤の自己負担なし。</li> <li>・小中学生児童は、1月1医療機関あたり入院:1000円とH25.10月より調剤の自己負担なしとなった。</li> </ul>
こども課	幼稚園就園補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、定める範囲内において補助。</li> </ul>
こども課	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前相談において、認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母等に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。</li> </ul>
こども課	母子家庭高等技能訓練促進費事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前相談において、認定を受けた資格取得を目的とする養成期間において2年以上修業する母子家庭の母に対して高等技能訓練促進費を支給する高等技能訓練促進費事業を実施する。</li> </ul>
こども課	母子生活支援施設の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に児童福祉施設に措置を行う。</li> </ul>
こども課	母子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭及び寡婦の生活安定とその児童の福祉を図るため各種資金貸し付けを行う。</li> </ul>

関係課	事業名	事業等の内容
こども課	児童扶養手当の支給	・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいる母子家庭等に支給する。
こども課	ひとり親等医療費助成事業	・母子（父子）家庭の母（父）及び児童が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金を助成する。
こども課	ひとり親家庭等の相談体制の整備	・ひとり親家庭等のさまざまな相談や就業の相談に早期に対応し、支援体制を整備する。
こども課	発達障がい児支援調整会	・発達障がい児、気になる子への対応を保育士、幼稚園教諭に研修してもらい、障がい児への対応を理解して支援できるようにする。
こども課	児童虐待防止ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などの実施	・母親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・育児等の問題に早期に対応するため、地域の実情に応じて、児童虐待防止ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などのメニュー事業（育児等健康支援事業）を選択して実施。
こども課	相談体制の整備	・いじめや不登校、児童虐待などの問題に早期に対応する家庭相談員を配置し、相談、支援体制を整備する。
健康増進課	すくすく子育て相談会	・幼児健診の事後フォローとして発達のバランスの悪さを持った子どもとその保護者を対象に、専門家による個別相談を実施する。また必要に応じ関係機関の紹介を行う。
健康増進課	妊婦健康診査（医療機関委託）	・妊娠の届け出をした人に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票を交付し、安全な妊娠出産ができるように定期的に健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し適切な措置、支援を行う。
健康増進課	両親学級（パパママ教室）	・妊娠・出産・育児を夫婦の共同作業として捕らえることで、生まれてくる子どもが、人として発達していくための基盤を図る。

関係課	事業名	事業等の内容
健康増進課	乳児健康診査（医療機関委託）	・身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の保健管理の向上を図る。
健康増進課	乳児健診	・身体発育が不完全な乳児に予防措置として異常の有無を早期に確認し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の健康保持、増進に努める。
健康増進課	1歳6か月児健康診査	・1歳6か月児に健康診査を実施することにより運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等障がいをもった児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。
健康増進課	3歳児健康診査	・3歳児に健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障がい、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。
健康増進課	育児相談（定期健康相談）	・母親の育児不安を解消するとともに、自信をもって育児ができるよう指導し、母子の健康の保持増進を図る。
健康増進課	予防接種	・伝染病のおそれがある疾病の発生及びまん延の防止を目的として予防接種法及び結核予防法に基づき、定期的な予防接種を行い、感染症の予防と健康保持を図る。
健康増進課	訪問指導	・妊産婦・乳幼児の健康状態、栄養、生活環境、疾病予防など妊娠、出産、育児について家庭訪問を行い、安心して出産育児ができるよう支援する。
健康増進課	フッ素塗布及び歯科健診	・1歳以上の幼児（フッ素洗口をしている子を除く）を対象に、歯科健診と定期的にフッ素塗布を実施しています。また必要な子どもに対して仕上げ磨きの実施を指導する。
健康増進課	母子保健推進員地域活動事業	・地域に母子保健推進員を委嘱し、訪問活動の中で各種教室、健診への受診勧奨、相談などを行い、母と子が安心して育児ができるよう支援する。

関係課	事業名	事業等の内容
健康増進課	食育教室（ふれあい食体験教室）	・食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図る。
健康増進課	小児救急医療支援事業	・二次医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保し、広域的に連携し小児第一次医療を充実させ、乳幼児の急病時における保護者の不安の軽減を図る。また広報での救急医療情報提供と意識啓発を行う。
健康増進課	救急医療体制の整備	・休日は一次体制として日曜在宅当番医制、二次体制として病院郡輪番制病院を配備する。また平日夜間については、夜間緊急外来診療体制の整備で、24時間対応での医療施設の整備を行う。
健康増進課	不妊治療支援事業	・不妊治療している夫婦に対して経済的負担の軽減につとめ、治療しやすい環境をつくる。
健康増進課	事故防止啓発事業	・健診時にパンフレットを配布し周知を図る。
健康増進課 こども課	かんがるー教室（重点支援地域巡回療育事業）	発達遅れやバランスの悪さを持った子どもとその保護者を対象に月1回の教室を開催し、その早期発見早期療育を行う。
健康増進課 学校教育課	フッ化物洗口事業	・保育園・幼稚園、小学校において洗口動作ができる幼児及び小学生を対象に、0.2%濃度のフッ化ナトリウム水溶液を用いて集団的、継続的に洗口を行う。
学校教育課	放課後児童健全育成事業	・共働き等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して、その健全な育成を図る事業。
学校教育課	赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業	・健全な父性、母性の育成支援及び感性豊かな人間育成を図る。

関係課	事業名	事業等の内容
学校教育課	学校教育における子育て教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領において、男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実。</li> </ul>
学校教育課	農業・農村体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達が農業・農村に親しみを感ずる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進する。</li> </ul>
学校教育課	習熟度別指導などのきめ細かな指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科等に他じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うほど、きめ細かな指導を行う学校の具体的取組を支援する国の第8次公立義務教育諸学校教職員数改善計画を活用する。</li> </ul>
学校教育課	地域の人ボランティア講師としての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた知識経験や技能を有する社会人を学校現場に活用するため、ゲストティーチャーとして授業に参加することができる制度。</li> </ul>
学校教育課	学力向上対策推進事業	市単独で推進する学力向上推進のための委嘱事業。12校で推進委員会を立上げ、学力向上に関する研究・実践を促進する。
学校教育課	キャリア教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を行うための指導方法・内容の開発。</li> <li>・勤労観、職業観を身につけさせるためのキャリア・アドバイザーの確保及びその活用。</li> <li>・学校、産業界、関係教育行政機関等による職場体験活動推進のためのシステムづくり、など。</li> </ul>
学校教育課	スクールカウンセラーの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国県事業で、スクールカウンセラーを配置し、いつでも個別に児童の相談を受けられるような雰囲気づくりをし、専門的な立場から家庭と連携をとりあい児童の心のケアを図る。特に中学生については思春期の心身の悩み事相談の充実を図っていく。</li> </ul>
学校教育課	教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市単独事業で、教育相談員（嘱託）2人を配置。不登校やいじめなど、児童・生徒あるいは保護者、教師の悩みについてのサポート体制を拡充。拠点として「市子ども相談室」、電話による相談窓口として「心のホットライン」を開設して対応。</li> </ul>
学校教育課	青少年の問題行動に関する支援ネットワークの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動を起こす児童・生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを構築、その推進を図る。</li> </ul>

関係課	事業名	事業等の内容
学校教育課	青少年文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが本物の文化芸術に直に触れ、創造活動に参加する事により、多くの感動や刺激を受け、感受性豊かな人間としての成長を促す。学校や地域社会における子どもたちの文化活動の実践、鑑賞機会の提供。</li> </ul>
学校教育課	「防犯教室」の開催など、学校安全の総合的な取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、学校の管理下での事件・事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯や救急処置等の訓練などを実施する「防犯教室」の開催を推進するなど、学校安全の充実等の総合的な取組を推進。</li> </ul>
学校教育課	学校評議員の設置及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関し、開かれた学校づくりの推進並びに学校・家庭・地域の連携及び協力を図るため、小・中学校に学校評議員を配置する。</li> </ul>
学校教育課	関係機関・団体との連携、情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進。</li> </ul>
学校教育課	学校等における防犯教室の講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>市、学校、保護者への防犯講習会の開催。</li> </ul>
学校教育課	総合的な教育支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を推進。</li> </ul>
学校教育課 こども課	犯罪等に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民に対し、市報、交番・駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報提供を推進</li> </ul>
生涯学習課	スポーツ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心、に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた、総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成を支援</li> </ul>
生涯学習課	地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動を推進する。</li> </ul>



関係課	事業名	事業等の内容
生涯学習課	スポーツ活動を通じた児童の体力向上と地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後における運動部活動等を通じて、子ども達がスポーツの楽しさ、爽快さ、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資する事業を実施。</li> <li>・子どもたちが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツ活動の楽しさを気軽に親しむことのできる環境づくりを推進するため、学校・地域・家庭等による総合的な方針を展開。</li> </ul>
生涯学習課	関係機関等との連携した有害環境の防止対策（生涯学習、青少年育成市民会議関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関、PTA等と連携してアダルト情報（ポスター、チラシ等）などの有害環境下から子どもたちを守るための措置を講じている。</li> </ul>
生涯学習課	「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」等に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進。</li> </ul>
生涯学習課	「青色回転灯による防犯パトロール」等の防犯ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に子供達が被害者となる犯罪が多発するなか、小城市においても引き込み声かけ事案が発生している事態を考え、地域の子供達は地域で守るとの思いにより平成18年6月小城市青少年育成市民会議が発起し結成した。</li> </ul>
建設課	公営住宅における優先入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅への入居の選考に際し、母子世帯・老人世帯については、入居順位の抽選優遇扱いの実施。</li> </ul>
建設課	シックハウス防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の改正（平成15年7月1日施行）に伴う措置。</li> </ul>
建設課	市道歩道設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進。</li> </ul>
建設課 こども課 福祉課	公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公共施設、商業施設、駅等における段差の解消、エレベーター・エスカレーターの設置を促進し、ベビーカーが使用しやすいなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努める。</li> </ul>
総務課	交通安全総点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総点検において「あんしん歩行エリア」の対象内容や、「バリアフリー基本構想」の問題箇所の抽出。</li> </ul>

関係課	事業名	事業等の内容
総務課	安全・安心まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進。</li> </ul>
商工観光課	県が進める「子育て応援宣言事業所」登録制度の普及促進（21世紀職業財団で実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業自らが従業員の子育て支援に積極的に取り組むことを宣言する企業・事業所を県が登録証の交付、宣言実行のサポートを行ない、宣言企業を県発行のリーフレットやホームページで紹介し、啓発等を進めていくものです。</li> </ul>
商工観光課	育児休業の取得率等について事業主等に対する意識啓発（21世紀職業財団で実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を実施。</li> </ul>
商工観光課	育児・介護休業に関する関係法令の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発。</li> </ul>
福祉課	自立支援給付及び地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児の状況等に応じて居宅介護、外出に伴う支援（行動支援、移動支援）、児童デイサービス、短期入所（宿泊、日帰り）等の福祉サービス事業を提供する。</li> </ul>
福祉課	特別児童扶養手当事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神や身体に障がいを有する20歳未満の児童の養育者に支給する。</li> </ul>
福祉課	障がい者療育キャンプ等参加助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者等が療育のために参加する宿泊を伴うキャンプ費用について1泊につき3,000円を助成する。</li> </ul>
福祉課	障がい児支援に関する施策の周知徹底と住民理解のための広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民に身近な行政として、障がい児に対する支援体制の整備、住民理解のための啓発活動に努める。</li> </ul>